

平成20年9月

第3回安堵町議会定例会会議録

平成20年9月18日(木)午前10時

於：安堵町議会 議場

1 応招議員 12名

1 番	安 井 修	2 番	山 岡 敏
3 番	岡 田 裕 明	4 番	森 田 瞳
5 番	吉 田 忠 世	6 番	松 田 和 代
7 番	松 本 正 弘	8 番	溝 脇 久 利
9 番	田 中 幹 男	10 番	岸 田 充 隆
11 番	吉 田 宏 至	12 番	溝 本 隆

2 出席議員 12名

3 欠席議員 0名

4 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者

町 長	島 田 悠紀夫		
教 育 長	中 川 克 己		
理 事	北 田 秀 章	税務課長	喜 多 君美代
住民課長	吉 岡 勉	理 事	高 間 俊 和
人権同和対策課長補佐	大 星 義 博	産業課長	寺 前 高 見
理 事	山 崎 文 生	水道課長	北 門 康 幸
教育次長	金 振 壽美恵		

5 職務のため、会議に出席した者

議会事務局長	近 藤 善 敬	書 記	吉 川 明 宏
--------	---------	-----	---------

6 会議事件

- 日程第 1 議案第 1 号：安堵町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
(委員長報告)
- 日程第 2 認定第 1 号：平成 19 年度安堵町一般会計歳入歳出決算の認定について
(委員長報告)
- 日程第 3 認定第 2 号：平成 19 年度安堵町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
(委員長報告)
- 認定第 3 号：平成 19 年度安堵町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
(委員長報告)
- 認定第 4 号：平成 19 年度安堵町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
(委員長報告)
- 認定第 5 号：平成 19 年度安堵町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
(委員長報告)
- 認定第 6 号：平成 19 年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算の認定について
(委員長報告)
- 認定第 7 号：平成 19 年度安堵町介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）歳入歳出決算の認定について
(委員長報告)
- 認定第 8 号：平成 19 年度安堵町水道事業会計決算の認定について
(委員長報告)
- 日程第 4 発議第 1 号：安堵町議会会議規則の一部改正について
- 日程第 5 一般質問
- 日程第 6 議会運営委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第 7 諸般の報告
-

再 開 午前10時

議長（吉田宏至） おはようございます。

本日も早朝より御苦勞様でございます。

ただいまの出席議員 12名です。

定足数に達していますので、これより本会議を再開します。

議長（吉田宏至） 本日の議事日程にしたがって、議事を進めてまいります。

議長（吉田宏至） 日程第1 議案第1号：「安堵町教育委員会委員の任命につき同意を
求めることについて」を議題と致します。

議長（吉田宏至） この人事案件は、中川教育長本人に関係するものでもありますので、
退場をお願いします。

（中川教育長、退場）

議長（吉田宏至） 去る、9日の本会議において文教厚生常任委員会に付託しましたの
で、本案について委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員会 森田委員長。

（森田議員、登壇）

4番（森田 瞳） 報告致します。

付託を受けました議案第1号、安堵町教育委員会委員の任命につき同意を求め
ることについて。この件につきまして、去る9月16日文教厚生常任委員会を開
催致しまして、全委員出席のもとに審議いただきました。今回提案されました教
育委員の中川克己氏そして斧田真里子氏、お二人につきまして文教委員会全員で
もって満場一致で賛成のもとに同意をすることに決しましたので、御報告を申し

上げます。なにぶん議員全員の皆さん方の御理解を賜りますようお願い申し上げます。

議長（吉田宏至） これから委員長報告に対する質疑を行います。

議長（吉田宏至） 質疑はありませんか。

議長（吉田宏至） 質疑なしと認めます。

議長（吉田宏至） これより討論を行います。
討論はありませんか。

議長（吉田宏至） 討論なしと認めます。

議長（吉田宏至） これから議案第1号について採決します。
本案に対する委員長報告は、「同意」です。

議長（吉田宏至） 本案は一議案に2名を連記して提案されておりますので、採決は個別に行います。
これより中川克己氏に対し、採決します。
この採決は挙手によって行います。
中川克己氏を委員長の報告のとおり同意することに賛成の方は、挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（吉田宏至） 挙手多数です。
よって、中川克己氏を委員長の報告のとおり同意することに決定しました。

議長（吉田宏至） これより斧田真理子氏に対し、採決します。
この採決は挙手によって行います。
斧田真理子氏を委員長の報告のとおり同意することに賛成の方は、挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（吉田宏至） 挙手多数です。

よって、斧田真理子氏を委員長の報告のとおり同意することに決定しました。

議長（吉田宏至） 日程第2 認定第1号：「平成19年度安堵町一般会計歳入歳出決算の認定について」を議題と致します。

去る、9日の本会議において一般会計決算審査特別委員会に付託しましたので、本案について委員長の報告を求めます。

一般会計決算審査特別委員会 6番 松田和代 委員長

（松田議員、登壇）

6番（松田和代） 平成19年度安堵町一般会計歳入歳出決算の認定について報告。

9月9日の本会議において特別委員会に付託されました認定第1号、平成19年度安堵町一般会計歳入歳出決算の認定につきまして、去る9月10日に特別委員会を開催し審査致しました結果を報告致します。

本委員会は、決算状況について総務理事より決算書と主要な施策の成果を基に概要説明を受け慎重に審査を致しました。一般会計決算の歳入総額は28億3,301万9,123円、歳出総額は27億1,325万8,680円であり、歳入歳出差引額は1億1,976万443円でそのうち次年度に繰り越す繰越明許費繰越額360万円を差し引いた実質収支額は1億1,616万443円の黒字であります。前年度に比べ歳入で7.9%の減、歳出で8.7%の減となっています。歳入の減収で主なものは地方譲与税、地方特例交付金、国庫支出金、財産収入、繰入金、町債であります。また、自主財源である町税においては前年に比べ7,151万6,927円の増でありました。しかしながら三位一体改革により国から地方へ税源移譲が行われた結果でありまして、それに見合う相当額として地方譲与税が減収となっております。町税、地方交付税、県支出金、諸収入を除いた科目においては減収傾向にあります。

よって滞納額の徴収については努力されていることが伺えますが、今後もより一層の財源確保に努めていただきたく御要望致します。

次に歳出でございますが、歳出全体において節減の合理化を図っていることは、基金の取崩しがあるものの、当初予定より小額であることでも伺えます。また、各事業の中で後期高齢者医療システム導入、海洋投棄禁止によるし尿処理委託、

障害者自立支援による給付、給付年齢の引き上げによる児童手当の増加等に主な増加が認められます。そして、財源に見合った執行がなされています。今後も最小の経費で最大の効果が得られるよう努力されることを御要望致しました。

以上の結果をもちまして本委員会は、平成 19 年度安堵町一般会計歳入歳出決算は、原案どおり認定すべきものと決定致しました。

よって議員各位の御賛同よろしくお願い致します。

以上御報告致します。

議長（吉田宏至） 認定第 1 号：平成 19 年度安堵町一般会計歳入歳出決算の認定について議題と致します。

議長（吉田宏至） これから委員長報告に対する質疑を行います。

議長（吉田宏至） 質疑はありませんか。

議長（吉田宏至） 質疑なしと認めます。

議長（吉田宏至） これより討論を行います。

討論はありませんか。

議長（吉田宏至） 討論なしと認めます。

議長（吉田宏至） これから「平成 19 年度安堵町一般会計歳入歳出決算の認定について」を採決します。

この採決は、挙手によって行います。

この決算に対する委員長の報告は、「認定」とするものです。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は、挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（吉田宏至） 挙手多数です。

よって、「平成 19 年度安堵町一般会計歳入歳出決算」については、認定することに決定しました。

議長（吉田宏至） 日程第3 認定第2号：「平成19年度安堵町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」から認定第8号：「平成19年度安堵町水道事業会計決算の認定について」までの以上7件を一括議題と致します。

去る、9日の本会議において特別会計決算審査特別委員会に付託しましたので、本案について委員長の報告を求めます。

特別会計決算審査特別委員会 9番 田中幹男 委員長

（田中議員、登壇）

9番（田中幹男） それでは報告させていただきます。

特別委員会に付託されました認定第2号、認定第3号、認定第4号、認定第5号、認定第6号、認定第7号、認定第8号、以上7件につきまして去る9月11日特別委員会を開催し、審査致しました結果を御報告させていただきます。

まず、認定第2号、平成19年度安堵町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。歳入総額8億863万7,246円、歳出総額7億7,267万1,452円、実質収支額3,596万5,794円の黒字でありました。

実質は、前年度からの繰越金や一般会計からの繰入金、基金の取崩しに依存している部分が大きいと言えます。国保税では現年度分・滞納分を合わせた徴収率は65.8%と以前低い水準で移行しており、1,602万3,361円の不納欠損処理したものの収入未済額は9,752万7,843円となっています。徴収率につきましては、国庫財政調整交付金等についてペナルティを課せられないよう現年度徴収率90.17%を93%以上に努力をするとともに、滞納分についてもその解消のため数値目標を設定し、健全な心身を育成する環境づくりに全町全課を挙げまして一層努力されるよう期待し、本件を原案どおり認定すべきものと決定されました。

次に認定第3号、平成19年度安堵町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。実質収支額は1,691万2,355円の赤字でありまして、20年度予算において繰上充用金をもって補てんされております。今後も高齢人口が増加していく状況をしっかり見据え、健康の維持・増進と病気の予防のための生活指導、更に高齢者が生きがいをもてる生活環境づくりに努められるよう期待し、原案どおり認定すべきものと決定されました。

次に認定第4号、平成19年度安堵町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。歳入総額267万405円、歳出総額1,729万132円、実質収支額は1,461万9,727円の赤字でありまして、20年度予算において繰上充用金をもって補てんされております。この赤字は住宅改修資金等の貸付金

の多額の未回収によるものでありますが、これまでにない強力な取組みによって確実に成果が得られるよう努力することを要望し、本件を原案どおり認定すべきものと決定されました。

次に認定第 5 号、平成 19 年度安堵町下水道事業特別会計決算の認定についてであります。歳入総額・歳出総額とも 5 億 8,400 万 1,917 円であり、実質収支額は 0 円となっています。事業につきましては、積極的な推進により前年度に比べ歳入歳出とも 58.9%の増となり、普及率は 74%となっています。下水道の整備は生活環境の改善はもとより公共用水域の水質保全にとっても待ち望まれているところであり、今後、笠目地区、北窪田地区、岡崎地区、小泉苑地区等、早期の完成を目指し、なお一層積極的な事業展開を期待しつつ本件を原案どおり認定すべきものと決定されました。

次に認定第 6 号、平成 19 年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算の認定についてであります。歳入総額 4 億 4,928 万 5,637 円、歳出総額 4 億 4,317 万 9,646 円で実質収支額は 610 万 5,991 円の黒字であります。保険料収入が前年度収入に比べ 455 万 2,900 円 5.6%増加し、保険給付費も 3,691 万 4,188 円 9.9%増加しています。これは高齢人口の増加と介護サービスの利用の増加によるものであります。

今後一層介護保険利用者の増加が見込まれることから、保険料を適正に徴収され、サービスの質の低下を招くことのないよう努力されることを期待し、原案どおり認定すべきものと決定致しました。

次に認定第 7 号、平成 19 年度安堵町介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）歳入歳出決算の認定についてであります。歳入・歳出総額とも 901 万 7,634 円であり、実質収支額は 0 円となっています。今後さらに周知の徹底を図り、利用者その人その人にあつた適正なケアプランの作成に努められることを期待し、原案どおり認定すべきものと決定致しました。

最後に認定第 8 号、平成 19 年度安堵町水道事業会計決算の認定についてであります。営業収益は 1 億 6,439 万 5,131 円、事業費用 1 億 5,336 万 2,229 円、収支差引 1,103 万 2,902 円の黒字を計上し、前年度繰越利益剰余金 3,168 万 2,088 円を加えると 4,271 万 4,990 円の利益剰余金を計上致しました。

今後とも財政の健全化並びに水道の使命である安定供給に一層の努力を期待し、本件を原案どおり認定すべきものと決定しましたことを報告致します。

以上 6 特別会計、1 事業会計の決算認定について議員各位の御賛同よろしくお願い致します。

議長（吉田宏至） これより一括し、委員長報告に対する質疑に入ります。

議長（吉田宏至） 質疑はありませんか。

議長（吉田宏至） 質疑なしと認めます。

議長（吉田宏至） これより一括し、討論を行います。
討論はありませんか。

議長（吉田宏至） 討論なしと認めます。

議長（吉田宏至） これから「認定第2号：平成19年度安堵町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」を採決します。

この採決は、挙手によって行います。

この決算に対する委員長の報告は、「認定」とするものです。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は、挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（吉田宏至） 挙手多数です。

よって、「平成19年度安堵町国民健康保険特別会計歳入歳出決算」については、認定することに決定しました。

議長（吉田宏至） これから「認定第3号：平成19年度安堵町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について」を採決します。

この採決は、挙手によって行います。

この決算に対する委員長の報告は、「認定」とするものです。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は、挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（吉田宏至） 挙手多数です。

よって、「平成19年度安堵町老人保健特別会計歳入歳出決算」については、認

定することに決定しました。

議長（吉田宏至）　これから「認定第4号：平成19年度安堵町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を採決します。

この採決は、挙手によって行います。

この決算に対する委員長の報告は、「認定」とするものです。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は、挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（吉田宏至）　挙手多数です。

よって、「平成19年度安堵町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算」については、認定することに決定しました。

議長（吉田宏至）　これから「認定第5号：平成19年度安堵町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を採決します。

この採決は、挙手によって行います。

この決算に対する委員長の報告は、「認定」とするものです。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は、挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（吉田宏至）　挙手多数です。

よって、「平成19年度安堵町下水道事業特別会計歳入歳出決算」については、認定することに決定しました。

議長（吉田宏至）　これから「認定第6号：平成19年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算の認定について」を採決します。

この採決は、挙手によって行います。

この決算に対する委員長の報告は、「認定」とするものです。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は、挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（吉田宏至）　挙手多数です。

よって、「平成19年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算」については、認定することに決定しました。

議長（吉田宏至）　これから「認定第7号：平成19年度安堵町介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）歳入歳出決算の認定について」を採決します。

この採決は、挙手によって行います。

この決算に対する委員長の報告は、「認定」とするものです。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は、挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（吉田宏至）　挙手多数です。

よって、「平成19年度安堵町介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）歳入歳出決算」については、認定することに決定しました。

議長（吉田宏至）　これから「認定第8号：平成19年度安堵町水道事業会計決算の認定について」を採決します。

この採決は、挙手によって行います。

この決算に対する委員長の報告は、「認定」とするものです。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は、挙手願います。

(賛成者挙手)

議長 (吉田宏至) 挙手多数です。

よって、「平成 19 年度安堵町水道事業会計決算」については、認定することに決定しました。

議長 (吉田宏至) 日程第 4 発議第 1 号：「安堵町議会会議規則の一部改正について」を議題と致します。

本案について趣旨説明を求めます。

3 番 (岡田裕明) 議長。

議長 (吉田宏至) 岡田議員。

(岡田議員、登壇)

3 番 (岡田裕明) 3 番、岡田でございます。

発議第 1 号、安堵町会議規則の一部改正について趣旨説明を致します。

地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) の一部を改正する法律 (平成 20 年法律第 69 号) の公布に伴い、法第 100 条第 12 項に「議会は会議規則の定めるところにより議案の審査又は議会の運営に関し、協議又は調整を行うための場を設けることができる。」の規定が新たに設けられました。この度の法改正により全員協議会を安堵町議会会議規則に定めることで議会活動としての会議と位置づけることができることから、全員協議会を会議規則において規定するものであります。

それでは発議書を朗読させていただきます。

発議第 1 号：安堵町議会会議規則の一部改正について

安堵町議会会議規則 (昭和 45 年 12 月安堵村規則第 8 号) の一部を改正する規則を別紙のとおり提出する。

平成 20 年 9 月 18 日提出

提出者 安堵町議会議員 岡田裕明、吉田忠世

安堵町議会会議規則の一部を改正する規則

安堵町議会会議規則（昭和 45 年 12 月安堵村規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

本文中「第 15 章」を「第 16 章」に、「第 16 章」を「第 17 章」にそれぞれ 1 章ずつ繰り下げ、第 106 条第 1 項中「第 100 条第 12 項」を「第 100 条第 13 項」に改め、同条を第 107 条とし、第 107 条を第 108 条とする。

第 14 章の次に次の 1 章を加える。

第 15 章 全員協議会

（全員協議会）

第 106 条 法第 100 条第 12 項の規定により議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場として、全員協議会を設ける。

2 全員協議会は、議員全員で構成し、議長が招集する。

3 全員協議会の運営その他必要な事項は、議長が別に定める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

以上でございます。

よろしく申し上げます。

議長（吉田宏至） これより質疑を行います。

議長（吉田宏至） 質疑はありませんか。

議長（吉田宏至） 質疑なしと認めます。

議長（吉田宏至） これより討論を行います。

討論はありませんか。

議長（吉田宏至） 討論なしと認めます。

議長（吉田宏至） これより発議第 1 号について採決します。

この採決は、挙手によって行います。

発議第 1 号を原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（吉田宏至） 挙手多数です。

よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

議長（吉田宏至） ちょっとまだ早いんですが、ここで一旦休憩を取ります。
今10時30分でございますので、10時45分から再開致します。
よろしく申し上げます。

休 憩

午前10時30分
午前10時45分

議長（吉田宏至） 休憩前に引き続き再開致します。

議長（吉田宏至） 日程第5 「一般質問」を行います。
一般質問をされる方を申し上げます。
吉田忠世 議員、田中幹男 議員、森田 瞳 議員の3名です。
順序につきましては、受付順に行います。
なお、質問時間は回答時間を含め40分と致します。

議長（吉田宏至） 吉田忠世議員の一般質問を許します。

5番（吉田忠世） 第一番目の牛糞問題でございます。この問題は長く今日まで続いておるわけでございますが。これ平成の4年か5年あたりから十五、六年経過しておるわけです。私が自治会の役員しているときに自治会で署名活動して、それで関係大字の区長と役員の方で県へ陳情に行きました。その後カルチャーで集会をもちました。そういった経緯がございます。ただ、この問題については議会では平成7年の9月の議会で私は最初に質問したと思います。今日までこの問題については寺前課長、大変御苦勞かけておるわけでございますけども。ただ、従来のこの問題について経過は回答をいただいて、それについてどうなるかという所ま

では行ってないのが現状でございます。したがってまして昨年の9月議会で申し上げましたのは、一回ごとその話を聞いても仕方がないので、一年間私は何も申し上げませんと、その間にこれの問題解決を図っていただきたいということで今日を迎えたわけでございます。

したがってましてこの本日は、最終質問となろうと思います。「この問題の解決は何年何月になるかという最終判断をいただきたい。」ということで申し上げたいと思います。以上です。

産業課長（寺前） はい、議長。

議長（吉田宏至） 寺前産業課長。

産業課（寺前高見） 現在の進捗状況につきましては、最新のものです。県畜産課及び畜産会そしてJA奈良県、農林漁業金融公庫それに安堵町、そして当該畜産業者及び当該業者の税理士を交えまして、公庫融資の申請書類の作成にあたっております。

当町と致しましても早期解決に向けて、当該業者並びに各関係機関に働きかけておりますが、何分相手側にもそれぞれの事情があり現在に至っております。

なお、御質問の問題解決は何年何月になるのかとか、最終決断と言われましても何分相手がございますのでお答えはできません。以上でございます。

5番（吉田忠世） 議長。

議長（吉田宏至） 忠世議員。

5番（吉田忠世） 従来と変わらない質疑になるわけでございます。ただ、これを本気になって解決しようというその意欲を示すためにも、これは町だけではいけないんですが、県と調整してこれはいつまでにやるんだということを本当は整理をしていただかないかん。だらだらだらと行けば、ほらまた1年、2年、3年と経っていくわけですから。

これは県に対しても、議会でこういうふうに回答をしたのでこれで解決するようになしてくれということまで申し上げてこの問題の解決を図っていく必要があるんじゃないかと私はそう思います。

産業課長（寺前） はい、議長。

議長（吉田宏至） 寺前産業課長。

産業課長（寺前高見） そのとおりと思います。長年に亘り牛糞問題の歴史の中で私自身が関わったのは3年あまりであります。その中で当該業者の経営は息子の代に代わり、地域住民の皆様にご迷惑を掛けていることを充分認識し、現在経営改善にかかる資金等の調達に奔走しております。また、結果の伴わない努力は無駄ということも充分認識しております。しかしながら今が正念場であるということも事実でございます。行政と致しましても、一日も早くこの問題が解決できますよう当該業者並びに各関係機関とともに今後とも努力をしていきたいと思っております。以上でございます。

5番（吉田忠世） 議長。

議長（吉田宏至） 吉田忠世議員。

5番（吉田忠世） これ担当課町だけで済む問題でございません。したがって実際に僭越ですが、町長としての決意をお聞かせ願いたいと思っております。

町長（島田悠紀夫） 議長。

議長（吉田宏至） 町長の発言を許します。

町長（島田悠紀夫） 今課長の方から説明ありましたように、過去3箇年だけでも135回という協議をもっております。特に金融機関等の兼ね合いが一番問題になっておるということをお聞きされておりますので、これははっきり金融機関の方が出資額が決まりますれば私自身としては、また、議員皆様方にお諮りして幾分かの子補給もやっっていかなければいけないのではないのかなという考えをもっております。そういう考えの基に早期解決に向けて一部、やっぱりこれも子補給等含めて負担しなければいけない場合も出てくるわけじゃないかなと、そういう問題も含めて今交渉しているということでございますので、御了解願いたいと思っております。

5番（吉田忠世） 議長。

議長（吉田宏至） 吉田議員。

5 番（吉田忠世）　ほんとに度々課長の方からは内容の説明を、中間報告等を受けたりして、実態は十分私の方も理解しております。したがっていずれにしても、この問題を長々と続けていくというんじゃないしに、やはりどっかできっぱりと整理をつけていただくように強く申し上げてこの問題を終わりたいと思います。

次に避難場所についてでございますが、この避難場所については、私どもの地区では中央体育館に避難するように電柱に標示されております。ただこの避難場所はどういう災害についてここへ行くんかと。言いますのは、中央体育館というものは、非常に私とこの家から見たら見下ろすような位置でございます。水害等堤防決壊そういった問題が出てきたときに、果たして私どもより低い所へ避難するのか。そこら辺がちょっと住民からも問題が提起されておりますので、この問題についてどのようにお考えになっておるかお聞かせ願いたいと。

産業課長（寺前高見）　はい、議長。

議長（吉田宏至）　寺前産業課長。

産業課長（寺前高見）　今仰せになったことは、良くお分りします。町が有事の際に発令する避難勧告、避難指示につきましては、状況を見極めた上で堤防が決壊するとか、若しくは溢水により浸水の恐れがあるというときは、安堵町防災計画に基づき状況に応じて避難先を指示させていただきます。その他に予想のしがたい大地震で大規模な被害が生じたとき、町として即座に災害対策本部及び収容避難所を開設致しますが、連絡網等が途絶えましても一つの目安と致しまして町内を大きく4ブロックに分けさせていただき、収容避難所の標示板を掲示致しまして日頃より住民の皆様方に避難場所を周知する目的で設置させていただいております。以上でございます。

5 番（吉田忠世）　議長。

議長（吉田宏至）　吉田議員。

5 番（吉田忠世）　この問題は、各その都度町の方から指示をするということでございますけども、各戸に対してそれらが行き渡るかどうかというのが非常に問題もあろうと思います。したがってそういったことについて問題の無いようないろいろの観点から今の内に整備をしてやっていただきたいというふうに思います。

それから次に麻疹ワクチンでございますけども、この問題につきましてはメディアでいろいろ報じられております。大体摂取率 30%位だというふうに聞いておりますが、これは麻疹が昨年ですか。相当犠牲者が出まして、その結果ワクチンをしてないという方が相当あるということで、国がこれの対応をしておるわけでございますけども、現在の中学校のワクチンの摂取率というのはどういふふうになっておりますか。

理事（高間俊和） はい、議長。

議長（吉田宏至） 高間理事。

理事（高間俊和） 昨年の春、今おっしゃいましたように特に関東地方においてですけども、学生の間で麻疹（はしか）が流行し、学校の休校などが社会的に混乱が見られたところでございます。この年代、10代から20代前半ですけども、麻疹の、はしかの予防接種回数が1回であったということが主な原因かと思われますねけども、摂取を受けていたとしても時間の経過とともに免疫力が低下してきたのではないかとこのように考えられております。

それで現在、平成18年4月1日からですけども、免疫強化のために今までは1回摂取やったんですけども、2回摂取で指示しております。

それから昨年8月厚生労働省におきまして2012年の麻疹排除を目標に我が国における麻疹排除計画というのが策定されました。これを機会にはしか排除に向けた本格的な国民一人ひとりに求められているところでございます。

予防接種法も改正されまして2008年、今年ですね4月1日から5年間の期限付きで麻疹と風疹の定期予防接種が現在先ほど申し上げました1期、2期。1期は1歳児、それから2期につきましては小学校入学前年度1年間に当たる児童と、つまり保育園の年長児でございます。これに加えまして第3期と致しまして中学校1年生相当年齢が第3期。それから第4期と致しまして高校3年生相当年齢に拡大されております。

それで本町での対応ですけども、今年の2月広報にもはしかの周知・啓発のための広報記事を掲載致しております。ちなみに2月号の20ページ、全面、1面を使いまして周知・啓発しておるところでございます。それで接種費用の方も公費負担で実施しているところでございます。それから実施の細かい中身につきましては、1期につきましては12箇月健康相談の案内と同時に対象年齢になったことを知らせて、また、12箇月健康相談、それから1歳6箇月健康相談、健康審査のときに接種の状況を確認して、未接種の場合は指導、接種の勧奨をしております。

それから2期につきましても、4月に予診票とか案内を郵送致しております。それからまた、夏休み前ですね、各保育園園だより等に接種勧奨等の掲載をお願いしております。3期、4期についても同じような方法でございまして、最終的にはそれでも接種しないという場合は保健師の電話での勧奨また、個別訪問、家庭訪問ですね、等も考えております。

それから転入者につきましてもその都度接種状況を確認し、理解していないとかいう場合でしたら接種勧奨等行っております。

それからワクチンの接種状況。平成20年度直近で交付算定につきましては現在で約54%の接種率でございます。それから第3期中1年生につきましては約61%でございます。それから第1期、2期につきましては主要な施策の成果16ページに19年度の接種者数を掲載しております。

以上でございます。

5番（吉田忠世） 議長。

議長（吉田宏至） 吉田議員。

5番（吉田忠世） この問題についてちょっと中身的にですね、このワクチンはする方が良いのか、しなければならぬのか、どっちなのでしょう。

理事（高間俊和） はい、議長。

議長（吉田宏至） 高間理事。

理事（高間俊和） 予防接種法は努力義務でございまして、受けるように努めると規定されております。受ける方が良いのか、悪いのかというふうに当然受けていただきたいというのが担当している者と致しましての気持ちでございます。

5番（吉田忠世） 議長。

議長（吉田宏至） 吉田議員。

5番（吉田忠世） 接種する方が良いと。これは町としてそう判断する。これは児童の健康のために将来のために必要であるというのであれば、これは学校なんかで集団接種するという方法は採れないんですか。

理事（高間俊和） はい、議長。

議長（吉田宏至） 高間理事。

理事（高間俊和） 集団接種の場合、どうしてもその日に都合が悪いとなると、なかなか受けていただける機会もそこだけというふうになりますので、本町の場合は個別の医療機関に行っていただくということで、その受診期間につきましても1日だけじゃなしに1年間猶予見えておりますので、そちらでお願いしております。

5番（吉田忠世） 議長。

議長（吉田宏至） 吉田議員。

5番（吉田忠世） これ来年度から有料になるわけでしょ。っていうふうに聞いておりますけども。

理事（高間俊和） はい、議長。

議長（吉田宏至） 高間理事。

理事（高間俊和） 先程説明の中で申し上げましたように、予防接種法で規定されておりますので、本町と致しましても今後5年間無料で、無料と言うか公費負担で実施致しております。来年度から有料になるとかいうのは聞き及んでおりません。

5番（吉田忠世） 議長。

議長（吉田宏至） 吉田議員。

5番（吉田忠世） この頃「はしか」。そういった免疫が皆ないので発病するというのがあるわけですから、何とか強制的にでも100%を目指してやって行くべきではないかと私は思います。この問題は各子ども達の健康を守るためにも非常に大事なことだと思いますので、一度御検討を願いたいと思います。

いう事を申し上げて私の一般質問を終わります。

理事（高間俊和） はい、議長。

議長（吉田宏至） 高間理事。

理事（高間俊和） 補足としてですねけども、もちろん議員おっしゃいますように 100% 目指して行っております。ただ先程も申し上げましたように予防接種法の第 8 条では対象者は受けるよう努めなければならない。という努力義務でございますので、その辺も御理解いただきたいと思います。中にはアレルギー等の関係で受けられない方もいらっしゃいますので、そういうどうしても身体上受けられないとかいったような事情を除いて 100%受けていただくという気持ちで実施致しております。その辺御理解いただきたいというふうに思います。以上でございます。

5 番（吉田忠世） 議長。

議長（吉田宏至） 吉田議員。

5 番（吉田忠世） 終わりますと言いましたけどちょっと。

努力義務であるからということであると、そこら辺が徹底しにくいと思います。だから努力義務というのはあるけれども「やっぱり町としてこれはやってやらなければいかん」という強い意思を持ってやっていかないと、なかなか全員にそれが接種するということにはならないと思います。だからその点も、もう回答いりませんから。考えてこの問題については対処していただきたいというふうに思います。

以上です。

理事（高間俊和） はい、議長。

議長（吉田宏至） 高間理事。

理事（高間俊和） 回答いらぬことやったんですけども。ちょっと私の言い方が悪かったかもわかりませんが。決して努力義務やからほっとくというような気持ちは毛頭、微塵も持っておりませんので、100%接種率目指して頑張っているというふうに御理解いただきたい思います。

議長（吉田宏至） よろしいですか。

5 番（吉田忠世） 終わります。

議長（吉田宏至） これで、吉田忠世 議員の一般質問を終わります。

議長（吉田宏至） 続いて田中幹男議員の一般質問を許します。

9 番（田中幹男） はい、議長。

議長（吉田宏至） 田中議員。

9 番（田中幹男） 9 番、田中でございます。

私は 3 点に亘って質問させていただきます。

まず最初に、妊婦検診の問題でございます。この件につきましては昨年においても一般質問を致しまして、皆さんの尽力により一般家庭で 1 回が 3 回、生活保護世帯で 2 回が 4 回というふうに拡充されておりますけども、昨年 1 月に厚労省通達で 14 回が望ましいという通達も出されている中ではまだ決して十分な状態ではないというふうに考えます。

この間、昨年の 8 月 30 日と今年の 4 月を比べますと、昨年 8 月では 5 回以上公費負担の市区町村は全国でわずか 305 しかありませんでした。今年の 4 月を見ますと 1800 の自治体の内 1628 市区町村が 5 回以上の公費負担を行っております。市区町村で言いますと 9 割、90.4%になるわけです。全国平均だと 5.5 回と。奈良県は 39 市町村で 3.8 回というのが平均でありまして、和歌山と大阪に次ぎましてワースト 3 に奈良県が入っております。皆さん御存知でありましようけども奈良県は東京に次いで少子化率が全国 2 位という数字も出されております。そういう中で今安堵町でも一学年 40 人と非常に少ないお子さんしか居ないわけですよ。そういう意味でやっぱり、これからの安堵町を考えたときにね、やっぱり子どもに対する施策というのは極めて大事だろうと私は考えます。そういうことでもっと多くの拡充をお願いしたいというふうに考えております。

その点についてお伺い致します。

理事（高間俊和） はい、議長。

議長（吉田宏至） 高間理事。

理事（高間俊和） 妊婦検診につきましては、平成 19 年 12 月議会でも答弁させていただきましたように、母体と胎児の健康を守る上で大事なことであるというふうに認識しております。未受診妊婦解消に向けて本町ではあらゆる機会を捉えて妊婦検診の重要性を訴えまして受診勧奨している次第でございます。

それから公費負担の方は田中議員おっしゃいましたようにそれぞれ 19 年度よりも 2 回増やしまして一般世帯 3 回、町民税非課税世帯 4 回で実施して 20 年度は実施しておるところでございます。それからこれに加えまして今年度からの新規事業と致しまして、町民税非課税世帯の方には初回検診。妊娠判定ですねけども、その受診料の公費負担制度を新たに実施しております。今後の公費負担回数につきましては実施状況を見極めまして検討して行きたいというふうに考えております。以上でございます。

9 番（田中幹男） はい、議長。

議長（吉田宏至） 田中議員。

9 番（田中幹男） この間増えたというのは、年 5 回というのが地方交付税措置をされた。その内容につきましては昨年ですかね、町長から聞いた話だと 1 回 280 円しかならんというような数字を聞いた覚えがありますが、実際には 6 千、7 千で金が 1 回掛かるわけですよ。国の方は 5 回の交付税措置をされていると。9 月の初めには梶添厚労大臣が来年 4 月には 14 回の交付税措置をするという発表をされています。ですからここでどこの自治体でも、もっともっと回数が増えていくだろうというふうに私は思いますし、とりわけやっぱり奈良県のおかれた状況それは我が安堵町見てもそうですよね。そういう施策がこれから大変重要になってくる考えますので是非積極的にですね少なくとも全国平均以上にしたいと思っておりますし、そうならなきゃあかんだろうというふうに思います。その辺はどうでしょうか。

理事（高間俊和） はい、議長。

議長（吉田宏至） 高間理事。

理事（高間俊和） 交付税算入、今 14 回算入されているというお話ありましたけども、14 回が、14 回言うのはその妊婦健診含めて他の少子化対策いうのも交えての交付税の

9 番（田中幹男） いや来年 4 月です。

理事（高間俊和） あっそうですね。失礼しました。

今年度実施しているところでございますので、先程申し上げましたように実施状況をちゃんと見極めてですね、検討していきたいというふうに再度答えさせていただきます。

9 番（田中幹男） はい、議長。

議長（吉田宏至） 田中議員。

9 番（田中幹男） 是非とも前向きに考えていただきましてねお願いしたいと思います。

次に県立三室病院の産婦人科の問題であります。

もちろんこれは医師とも関連してきますけども、現在 2 名の医師で産婦人科を運営しております。その内の 1 名が昨年の、言ってみりゃ契約ていうか約束て言いますかね、その中で来年の 3 月には退職をするという事態で医師が一人だという形になってきます。現状であればね。とても 1 名で産婦人科を運営することはできません。これは三室病院だけじゃなくてですね、例えば郡山の社会保険病院はそれこそ存続自体が問われるという事態に今なっています。私たちは守る会を作って今運動を始めているわけですけども、やっぱりその中でやっぱり三室病院の存在というのはこの地区ではやっぱり基幹病院ですからね、ほんとに大きな問題だろうというふうに思うわけです。この存続に関しまして、町として例えば広域の町長会なんかもそうですけども、どういう取り組みをなされているのか対策を考えられておられるのか是非お聞きしたいと思います。

理事（高間俊和） はい、議長。

議長（吉田宏至） 高間理事。

理事（高間俊和） 田中議員おっしゃいましたように、今年の 3 月にも同じような状況が危惧されておりましたが、退任意向の医師があと 1 年継続勤務できるというこ

とになりまして、今年の4月以降も出産受け入れされている次第でございます。しかしながらですね、やはり来年3月には退任の意向を示されておりまして県の方としましても引き続き出産の受け入れができるような体制がとれるよう代わりの医師を今鋭意探しているということでございます。ただ、全国的に産科医が不足する中、なかなか探しあてられないというのが現在の実情とのことでございます。もちろん町と致しましても引き続き現体制以上での存続を要望しているところでございます。また、生駒郡町村会からも同様に要望している次第でございます。以上でございます。

9番（田中幹男） はい、議長。

議長（吉田宏至） 田中議員。

9番（田中幹男） そら町だけでなくね。我々議員も当然そういう働きかけをしていかなければいけないわけですけども。この問題については、やっぱりほんとに自治体ほんとに力合わせてやっぱりやっていかなければいけない問題だろうというふうに思います。是非ともこれからもそういう産婦人科が存続されるよう協力をお願いしたいと思います。

次に3番目の問題であります。

ここには堅苦しい題名を付けたんですけども。この間ですね、中学校でああいうような大変残念な事件があったわけです。この間当然当事者の教育委員会はその対応に大変苦勞をされたというふうに私は思っております。同時にですねこの間、議員側といいますか議会側はなかなかその状況というか情報が入ってこない事態となっております。教育委員会の自主性といいますかね、そういう普通の行政の中の位置づけとは違うわけですけども、そういうものをほんとに考えた上でね、やっぱり今後やっぱり教育委員会の情報が真っ先にやっぱり議会に知られるという関係でなかったらこれから本当にそういう教育ってものを守っていけないというふうに私は考えております。これから行政だけじゃなくてね、幸い安堵町は小学校が一つと中学校が一つという中でね、やっぱりもっともっと地域を皆でやっぱり見守り育てるという観点がね、やっぱりこれから問われてくるような気がしております。ほんとに極めて重要な課題だと考えております。その点についてはどうお考えになられるでしょうか。お聞きしたいと思います。

教育長（中川克己） はい、議長。

議長（吉田宏至） 中川教育長。

教育長（中川克己） はい。

お答えを致します。まず初めに田中先生には地域で学校を守り育てていくんだというそういう思いですね、今回御質問をいただいておりますことに改めて感謝を申し上げたいと思います。私も全く同じ思いでございます、安堵町の中に育っていく子どもたちが安堵町を愛して安堵町に長く留まると、そして安堵町を誇りに思えるような子どもたちを育てていくことが非常に大事だというふうに感じております。先生と思いは全く同じ思いでございます。

今回先生方に御心配をおかけ致しました中学校長並びに教諭の不祥事につきましては、子ども達の心の安定をいうことを第一に考えて対応に当たってまいりまして、そのために対応に追われて先生方に十分な情報を提供できなかったことについては大変申し訳ないなというふうに思っている次第でございますが、今後は先生方の気持ちを十分にですね、お答えできるようにですね頑張っていきたいなというふうに思っておりますので、御理解を賜りたいというふうに思います。先生からもおっしゃっていただきましたように教育委員会の自主性ということも大事だなというふうにおっしゃっていただきました。確かにですね教育は公平・公正でなければなりませんし、そういう意味では教育委員会が主体的に取り組んでいくということも大事な面であろうかと考えておりますが、同時に人の心の中に価値を育てるわけでございますから、継続性・安定性が問われなければなりませんし、また、地域の方々あるいは住民の方々の意向に沿った、意向が反映できるような教育を進めていかなければならない。こんなふうに思っております。今回はそういうことでだいぶ不快な思いをしていただいたとすれば大変申し訳ないと思っておりますが。

今後ともですね、先生方からいろんな御意見を頂戴するとともに教育委員会にその意見を、また、教育委員会の活性化のために活かしてまいりたいとこんなふうに考えております。どうか先生方から様々なお考えをお伺いできるようにお願いをしたいと考えておりますので、是非お考えをお聞かせいただきますよう、また、いろんな機会にですね、教育委員会へお越しいただきまして聞かせていただければ幸いかと思います。教育委員会としましては、今後とも中立的な立場に立って教育行政を進めるとともに地域の住民の皆さん方の期待に応えられるよう安堵の子どもたちを育てるために努めてまいりたいとこんなふうに思っておりますのでございます。御理解賜りますようよろしくお願い致します。

以上でございます。

9 番（田中幹男） はい、議長。

議長（吉田宏至） 田中議員。

9 番（田中幹男） もちろん今回の事件というのはね、教育委員会だけの問題じゃないと思います私は。やっぱり議会側と言いますかね、議員側からもやっぱり問いかけなりねアプローチをしていく必要があるだろうというふうに前々から考えておりました。なかなか家は子どもがもう大きいですしね、もちろん働いてるわけですから、なかなか学校の様子がわからない。正直わかんないんですよ本当に。近所の子ども居てる家庭に聞いた方が早いと、情報が早いんですね。これではねやっぱり議員活動もやっていけませんし、やっぱりそういう情報できれば真っ先に知りたいと思います。でこれからやっぱり議会側としてもやっぱり文教厚生委員会中で授業参観をすとかね、行政についての学習会や勉強会を提起していくという関係がね極めて大事なことだというふうに私は考えております。これからは教育委員会もドシドシ行かさせていただきますので、どうかよろしくお願ひしたいと思います。その点について一言だけ、またお願ひしたいと思います。

教育長（中川克己） はい、議長。

議長（吉田宏至） 中川教育長。

教育長（中川克己） 具体的な話も出てまいったわけでございますが、その件につきましては個々にまた考えさせていただいて御相談をさせていただくということになろうかと思いますが、私どもと致しましては多くの方々の御意見を頂戴し、それを活かしてですね主体的に判断は教育委員会がさせていただくと、こういう立場でですね進めてまいりたいとこんなふうに思っておりますので御理解をいただきますようお願いしたいと思います。以上でございます。

9 番（田中幹男） はい、議長。

議長（吉田宏至） 田中議員。

9 番（田中幹男） 大変ありがとうございました。今後ともどうぞよろしくお願ひします。以上をもちまして質問を終わります。ありがとうございます。

議長（吉田宏至） これで、田中幹男 議員の一般質問を終わります。

議長（吉田宏至） 続いて森田 瞳議員の一般質問を許します。

4 番（森田 瞳） はい、議長。

議長（吉田宏至） 森田議員。

4 番（森田 瞳） 本日、市町村合併についてということで、これからの安堵町としての行政側としてのこれからの考え方等ですね披露していただくというような思いで質問を出させていただいております。しかしながら私たちが今年 6 月の定例会に斑鳩町への合併の、前提とした協議を一つしたいとの意見書を提出致しております。その結果がですね、まだ議長の方へもまだ報告もきておりませんし、また、口頭でのお話もないという今の現状でございます。聞くところにはですね、今回、明日・明後日ぐらいの最終日に何らかの意向を示されるんじゃないかというような情報は得ておりますけども、これも定かでないという今の現段階でございます。いずれ示していただけるであろう斑鳩町の議会の方の対応ということの待ちということでございますので、この市町村合併全般に亘る質問ということにつきましては、今回につきましては見送りさせていただいて、次回なり、今後において検討させていただきたいなとかように思います。

以上です。

町長（島田悠紀夫） はい、議長。

議長（吉田宏至） 島田町長。

町長（島田悠紀夫） 合併問題ということでございますが、私の方の見解というよりもまず最初にあなたにお聞きしたい。

あんたが発議者のそれ一番最初の方だと聞いてますので。

今日まで皆さん方、また、森田議員の方でこれ初歩的な問題でございますけども、町の租税負担、また、負担金、使用料等それから細部に亘って検討されたことがあるんですか。あるんでしたらこの際お聞かせ願いたい。

4 番（森田 瞳） はい、議長。

議長（吉田宏至） 森田議員。

4 番（森田 瞳） 先程冒頭に申し上げましたように、この市町村合併等につきましての私の考え方の中での質問ということに対しての本日は答弁を求めておりませんので。今、町長の方から議会として意見書を出しておるということの部分について若干質問ございましたので。

それではちょっとその辺のことで私自身含んでおります内容につきましても、ちょっとお考えを述べたいと思います。

いろいろと、これま町の合併というのは財政が当然伴のうてくるのが一番大事な先決じゃないかなという思いも致します。今回の議会の方からでも意見書として合併を前提としたテーブルの場に着いていろいろと協議をしていきたいというのが今回の意見書のねらいでございましたので。しかしながら門前払いと言いますか今のところそうした形で協議の場にも着いていただけないと。協議の場に着いていただいたならばいろいろと話し合いをしながら議員同士の話をしながらですね、考えをもっていったらどうかということで、私自身のこの意見と致しましても財政の中で、今現在安堵町。今現在はですね 19 年度今回の一般会計の決算で出ておったわけなんですけども、いろいろと決算の内容を見させていただいたら、本当に安堵町というのは健全財政が保たれておるという実感を致しました。しかしながらこれがやがて合併ということにつきましたら、そらお互いの財政のようするに出し合いと、数字の出し合いということになってきますので、まず一番私どもの方も今のところ健全であってもですね、今後はやっぱり安堵町も非常に今現在のこの経常収支比率を見ましても 19 年度におきましては 98.4%。これは前年度の 100 若干超えておるわけなんですけども。この辺が一番の懸念されるような安堵町の今の財政の状況でなかろうかなという思いも致します。公債比率そしてまた財政力指数につきましても、これは国の定めておる安定的な今の財政の状況なんじゃないかなという思いもしております。

そうしたことも含めて私どもの考え方と致しましては、今この経常のこの比率に致しましても、今のところは 100%以内ということで推移はしておりますものの、これがやっぱり 100%を超えてくるというようなことで、今はもうこれ以上は出来ない、ジッとしておるといようなことをこれから積み重ねていけばこれはそれで良いわけなんですけども、やはり安堵町の未来もございませし、そうしたときに、どうしたことの考えをまたせないかんといようなこともございま

すので、そうしたことの財政的な裏付けの私は基本ということは、私自身会得しておるつもりでございます。以上です。

町長（島田悠紀夫） はい、議長。

議長（吉田宏至） 島田町長。

町長（島田悠紀夫） 先程お伺いした質問にはお答えいただけないというのは残念と思います。一番住民に関心を持たれるのは租税負担、また、負担金、使用料等の故人負担に関する問題が一番先に問題になってくるんじゃないかなと。そういうことを双方、斑鳩町も含めて安堵町と比較対比して検討されていたことは未だかつて無いんですか。今、あなたに今財政状況うんぬんと言われましたけど、そしたらあなたは一般会計の特別審査、決算特別審査委員の副委員長をされておられましたのでちょっとお伺いしますが、安堵町の減債、財政基金等は今残高いくらありますか。ご存知ですか。

4番（森田 瞳） 議長。

議長（吉田宏至） 森田議員。

4番（森田 瞳） 今基金の状況ということでございますけども、これは財政調整基金、減債基金、公営住宅、これ諸々のことを含めまして19年度末では13億8千万の残高があるところ記憶しております。

町長（島田悠紀夫） はい、議長。

議長（吉田宏至） 島田町長。

町長（島田悠紀夫） 目的基金は聞いておりません。

減債、財調いくらかと。これ11億4千万あります。斑鳩町はいかがか、想像だけでも結構でございますのでお伺いしたいのです。そういう問題を含めて、やはり住民に説明する必要もありますので、ただ漠然と合併合併と言うのではちょっとおかしいんじゃないかなと。租税負担の問題についてかてこれ一番住民さんには関心があると思うんですけども。租税負担は斑鳩町と安堵町と対比されてことあるんですか。それも含めてお伺いしたいんです。

4 番（森田 瞳） 議長。

議長（吉田宏至） 森田議員。

4 番（森田 瞳） 今日私原点に戻りましてね。一番最初のね、この一般質問の趣旨から述べまして、私は斑鳩町のそうしたことのそのテーブルに着いていただくことの今一番の最終的な判断を待っておるわけでございますので。だからそこでこれからいろいろと私なりの中で議論をお互いに協議の中で進めていったらどうかという思いも致しますので。今のところまだ、斑鳩町からそうしたことの報告もいただいておりませんので、また、いわれた後にいろいろと町の方とまた話し合いさせていただきながら、私の今日の議会の一般質問をこれで終わります。

町長（島田悠紀夫） はい、議長。

議長（吉田宏至） 島田町長。

町長（島田悠紀夫） 私個人的ですが斑鳩町の議員さんと何回かあるところで会って話を、斑鳩町の状況を聞かされております。一人だけが消極的な賛成ではないかなと思うんですけども、協議会を設けて審議するのも一つの方法じゃないかと言うておられる方は一人です。それから絶対反対だと言うておられる方が多いです。それから前に行った住民投票の結果を踏まえて今この問題を討議するんじゃないというのが大多数でございます。そういうことであんたが動かされたことがあるのか、ないのかと口だけで言うてるのではおかしいんじゃないかなと。もう一つ極端な表現させてもらえれば、あんたはそういう仕事は全て行政がやるもんだと、議会がやるもんでないというものの考え、議会はそれに対して動くのか、言うだけかというだけの問題といつも考えておられるのではないかと。その点についてお伺いしたい。

議長（吉田宏至） 町長。

森田議員の一般質問終わりましたので、これで。

4 番（森田 瞳） 議長。

議長（吉田宏至） 森田議員。

4 番（森田 瞳） 私一般質問を締め切りさせていただきましたので、一応一般質問的なことについては無いです。

今、町長のこれは私に対する意見だろうと思うんですけども。まずもって私お答えさせていただく前に、私一応住民から代表させていただいており、今日の議場に立たせていただいている議員でございます。あんとという言葉の表現を町長がなさいました。これいかに考えてください。

町長（島田悠紀夫） はい、議長。

議長（吉田宏至） 島田町長。

町長（島田悠紀夫） だったら懲罰動議でも何でも出してください。

それからもう一つ言うておきます。町民と言われたが、町民の利益を考えて合併ということを進めな。初歩的な問題の検討もせずはどうして前向いて進むつもりでおられるのかということをお伺いしたい。

議長（吉田宏至） ここでちょっと暫時休憩させていただきたいと思います。

（暫時休憩）

午前 11 時 32 分

午前 11 時 44 分

議長（吉田宏至） 休憩前に引き続き再開致します。

森田議員の質疑については終結させていただきます。

町長の発言されました御意見についてはまたこれから合併推進についても議会内で調整してまいりたいと思いますので、どうか町長その辺のところ御理解いただきますようお願い致します。

議長（吉田宏至） これで一般質問を終結いたします。

議長（吉田宏至） 日程第6：「議会運営委員会の閉会中の継続調査について」を議題と致します。

議会運営委員長から、委員会において所管事務の事件について、会議規則第68条の規定により、お手元に配付致しております申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

議長（吉田宏至） お諮り致します。

委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（異議なし）

議長（吉田宏至） 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定されました。

議長（吉田宏至） 日程第7：「諸般の報告」を行います。

議会からは、ございません。

次に、行政から報告ございませんか。

理事（北田秀章） ございません。

議長（吉田宏至） 無いということで、これで諸般の報告を終わります。

議長（吉田宏至） これで本日の日程は、全部終了しました。

会議を閉じます。

平成20年第3回安堵町議会定例会を閉会します。

長時間御苦労さまでございました。ありがとうございます。

閉 会

午前11時46分
